

大和平野土地改良区 測量・建設コンサルタント・調査業務等

入札参加資格審査申請要領（県内営業所・県外本店用）

大和平野土地改良区

令和4・5年度において、大和平野土地改良区が発注する建設関連の測量・設計・調査等業務建設工事の競争入札に参加を希望する方は下記書類を提出してください。

本申請における競争入札参加資格の有効期間は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までとします。

当申請についてのお問い合わせ先
大和平野土地改良区 事業課
TEL:0744-22-2052
FAX:0744-22-1624

	県内業者
申請資格	<p>○本店の所在地が奈良県外である以下の者（契約締結等の権限を奈良県内の営業所等（常時業務に関する契約を締結する支店又は事務所をいう。以下同じ）の代表者に委任する者も含む。）</p> <p>①建設コンサルタント業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）による登録業者）</p> <p>②測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）による登録業者）</p> <p>③建築設計業者（建築士法（昭和25年法律第202号）による登録業者）</p> <p>④地質調査業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）による登録業者）</p> <p>⑤補償コンサルタント業者（補償コンサルタント登録規定（昭和59年建設省告示第1341号）による登録業者）</p> <p>⑥その他（①～⑤以外で調査業務等について営業する者）</p> <p>※以下の申請についても受け付けます。（ただし、実績がある業種・部門に限ります）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、上記①～⑥までのいずれかについて入札参加資格を有する方が他の業種について申請すること。 ・現在、上記①～⑥までの業種のうち、部門が設定されているものについて、いずれかの部門登録を有する方が、他の部門の追加申請をすること。 <p>※希望する業種が複数ある場合、主たる営業所の登録が奈良県内にある業種しか申請できません。</p> <p>（例：建設コンサルタントの主たる営業所が奈良県内にあり、地質調査の主たる営業所が他県にある場合、建設コンサルタントしか申請できません。）</p>
欠格要件	<p>以下の①～⑩のいずれかに該当する場合は、入札参加資格を得ることができません。</p> <p>① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>② 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成8年12月10日奈良県告示第427号）第6条の規定により入札参加資格を取り消され、その処分の日から2年を経過していない者</p> <p>③ 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これらを受けていない者</p> <p>④ 直前2年の事業年度において、営業実績を有していない者</p> <p>⑤ 県税を完納していない者</p> <p>⑥ 消費税及び地方消費税を完納していない者</p> <p>⑦ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者</p> <p style="margin-left: 2em;">ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防</p>

	<p>止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。</p> <p>イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。</p> <p>ウ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を使用している。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。</p> <p>オ ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。</p> <p>⑧法第32条第1項各号に掲げる者</p> <p>⑨雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険のいずれかに加入していない者（各保険について法令で適用が除外されている場合を除く）</p> <p>⑩本申請書又はその添付書類中の重要な事項について、故意に虚偽の事実を記載した者</p>
申請業種	<p>○直前2営業年度において業務実績のある場合に限りります。</p> <p>業種については別紙「令和4・5年度の業務種別」を参照してください。</p> <p>なお、「その他」業種には、申請できる業務内容は3種類までとします。</p>
申請方法	<p>○持参または郵送に限りります。</p> <p>（持参の場合）</p> <p>申請内容について説明できる方が持参してください。</p> <p>（郵送の場合）</p> <p>郵送先：〒634-8560 橿原市城殿町459番地 大和平野土地改良区 事業課</p> <p>封筒の余白に朱書で「入札参加資格審査申請書（県内営業所）在中」と記載いただきますようお願いいたします。</p>
受付場所 受付期間	<p>○大和平野土地改良区（橿原市城殿町459）2F事業課での受付</p> <p>令和4年2月1日（火）～平成4年2月28日（月）</p> <p>※郵送の場合、令和4年2月23日（水）消印有効</p>
受付時間	午前9時00分～午前11時30分／午後1時00分～午後4時30分
提出書類	○別紙「建設コンサルタント・測量・調査業務等入札参加資格審査申請に係る提出書類一覧（県内営業所・県外本店）」を参照してください。
提出部数	<p>1部（様式1-1のみ2部）</p> <p>（様式1-1のうち1部（写し可）は受付印押印後返却します。）</p> <p>※提出書類は日本工業規格A4判とし、1から25まで順に書類を並べてクリップ又はひもで綴じてください。（ファイル綴じはしないでください。）</p>

その他	<p>※申請書類は、大和平野土地改良区のホームページからダウンロードして提出してください。</p> <p>※大和平野土地改良区ホームページ↓ http://www.yamatoheiya.or.jp/</p> <p>※申請内容や資格要件の継続性を確認するために、資格審査後も必要書類の提示を求めるとともに立入調査を行うことがあります。</p> <p>※別紙記入上の注意（測量・建設コンサルタント等業者（県内営業所用））をよくお読みください。</p> <p>※様式1－1の本社内容・営業所内容の欄に変更が生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。</p> <p>※技術者経歴書と実績調書には、希望する業種（測量・建築設計）又は業務内容コード（その他）に対応する技術者及び実績が1人または1つ以上存在することが一目で分かるよう業種名や業務内容コードを余白に記載しておいてください。</p> <p>※本申請要領記載の受付期間以外は受付できません。</p> <p>※本申請において補正指示を受けた者は、その指示期日までに補正等をされない場合は登録されません。</p> <p>※申請書及び添付書類に記載誤りや記載漏れがある場合、受付を行わず再提出をお願いする場合がありますので、期日に余裕をもって提出いただきますようお願いいたします。</p>
-----	---

記入上の注意（測量業者（県内営業所・県外本店用）

1 共通事項

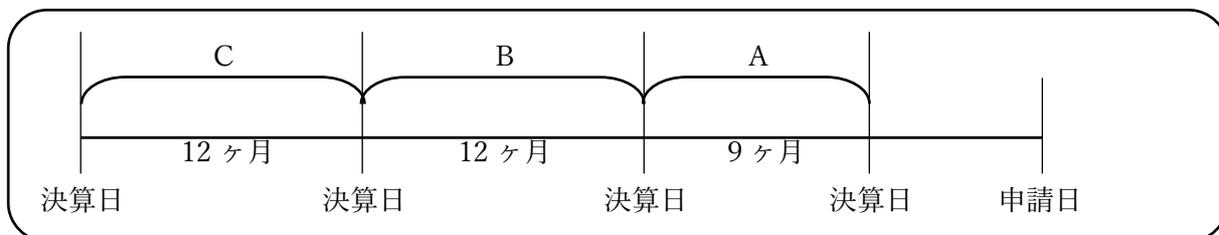
- ①様式は大和平野土地改良区ホームページからダウンロードしてご利用ください。
- ②記入には、**黒色の万年筆又はボールペンを使用し、かい書で丁寧に記入してください。**（ワープロ打ち可。）（様式1-2については下記1によってください。）

2 一般（指名競争）入札参加資格審査申請書（様式1-2）

- ①測量等実績高について記入してください。
- ②測量等実績高②～④については、**消費税等を含まない額（千円未満は四捨五入して下さい。）**を記入してください。なお、④直前2カ年間の年間平均時実績高の**合計欄**について記入しないで下さい。

※直前2カ年の間に、創業や営業年度の変更があった場合は、以下の例により算定します。

（例1）営業年度を変更したため、直前2カ年間に含まれる各営業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合



直前2年の営業年度の合計月数・・・（A + B = 21ヶ月）

不足月数・・・24 - 21 = 3ヶ月

[計算式] $(A + B + (C \times 3 / 12)) / 2 =$ 直前2カ年間の年間平均実績高

（例2）新規に営業を開始したことにより合計月数が24ヶ月に満たない場合

[計算式] 各事業年度の実績高の合計額 $\times 1 / 2 =$ 直前2カ年間の年間平均実績高

（例3）個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併した場合

⇒移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績（ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。）も実績高に含める。

3 社会保険等適用除外誓約書（様式2）※該当者のみ

- ①内容をご確認の上、提出年月日、商号又は名称、代表者名、社会保険適用除外の理由を記入して提出してください。（押印省略可）

4 営業所一覧表（様式3）、技術者経歴書（様式4）、測量等実績調書（様式5）

記載方法については、様式下部の記載要領に従ってください。

技術者経歴書（様式4）と実績調書（様式5）には、希望業種区分ごとに作成してください。

5 建設コンサルタント業務 技術者数及び業務実績額表（様式6）※該当者のみ

- ①記載方法については、様式下部の記載要領に従ってください。

②技術者数欄に記載する「近畿圏の営業所に勤務する技術者」は直近の現況報告書により近畿圏の営業所に勤務することが確認できた者又は現況報告書提出後、入札参加資格審査申請日までに人事異動等で近畿圏の営業所に勤務する技術者となった場合は、勤務事業所のわかる公的な書類（技術士登録証明書）等により確認できた者のみとします。

※測量業務と併せて建設コンサルタント業務を申請される場合のみ必要です。